

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 17 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 6 年度介護報酬改定における経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の
見直しに伴う届出の変更につきまして

令和 6 年度介護報酬改定において、報酬体系の簡素化や報酬の均衡を図る観点から、離島・過疎地域以外に所在する経過的小規模介護老人福祉施設であって、他の介護老人福祉施設と一体的に運営されている場合は、介護老人福祉施設の基本報酬に統合する等の見直しを行ったところです。

当該改定の経過措置が令和 7 年 3 月 31 日に終了するため、経過的小規模介護福祉施設から通常の介護福祉施設の基本報酬の算定に変更となる介護老人福祉施設等については別途、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表において以下の変更が必要となる旨ご了知いただき、必要に応じて貴管内の市町村や関係機関に周知いただけますと幸いです。

・ 51：介護福祉施設サービスの場合

施設等の区分を「2 経過的小規模介護福祉施設」または「4 経過的ユニット型小規模介護福祉施設」から、「1 介護福祉施設」または「3 ユニット型介護福祉施設」に変更

・ 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合

人員配置区分を「2 経過的施設」から、「1 経過的施設以外」に変更